

下 総 第 1 7 3 号
令和6年(2024年)2月9日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市長 前田 晋太郎

行政監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和5年4月26日付け監査報告第8号により提出のありました行政監査の結果に関する報告書において、制度的な検討が必要な事項として意見のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

保健部地域医療課
産業振興部産業立地・就業支援課
菊川総合支所地域政策課
豊北総合支所地域政策課
消防局

[意見]

(1) AEDの設置及び管理等の基準について

本市の公共施設等に設置されたAEDについて、平成21年4月16日付けのAEDの適切な管理等の実施に係る国からの通知（厚労省通知2）を踏まえ、AEDの管理の指針及び基準として、同年4月22日付けで当時の保健部総務課長よりAED設置施設管理者宛に「AEDの適切な管理等の実施について（依頼）」（保健部通知）が発出されている。しかし、その後、AEDの適正配置に関するガイドラインに係る通知（ガイドライン）やAEDの設置登録情報の有効活用に係る通知（厚労省通知3、消防庁通知1）等が国から発出されているが、それらを踏まえて、本市の公共施設等におけるAEDの設置及び管理等の基準が整備され、庁内で周知された履歴は確認できなかった。

また、本市の公共施設等に設置されたAEDについては、①保健部調達AEDと、②所管課等調達AEDがあり、①は所管課の希望により保健部設置方針に基づき設置されているが、②に係る設置基準はない。また、本市の公共施設等におけるAEDの管理については、①の保健部調達AEDは保健部が所管課に引き渡す際に、国からの厚労省通知2を踏まえた管理基準をAED管理簿等の様式とともに配付しているが、②の所管課等調達AEDについては保健部の関与がないため、管理基準及び管理簿等の様式は配付されていない。

本市の公共施設等におけるAEDの設置及び管理等について、国からの最新の通知内容を踏まえた取り扱いがAEDの取得方法にかかわらず適切になされるよう、全庁的な基準の見直しを検討されたい。（保健医療政策課）

（改善措置状況）

AEDの設置及び管理等の基準については、市独自の基準は設けず、国から適正配置及び管理について通知等があった際に、最新の内容を庁内掲示板に掲載し、全庁に周知する。年度初めにも全庁に対し管理の徹底を周知する。（地域医療課）

(2) 本市職員に対する普通救命講習会について

消防局では、市民等に向けた救命講習会を定例的に開催しており、AEDの使用を含めた救急救命に対する意識啓発に貢献している。また、AED設置施設においても個別に受講することができる体制となっており、公共施設のみならず市内の事業所等の従業員の意識啓発にも寄与している。

一方、市職員として救命処置に関する正しい知識や技術を習得、維持することを目的に、平成19年度より本市職員を対象とした普通救命講習会（AEDの操作を含む。）を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から令和4年度にかけては当該講習会は実施されていない。しかしながら、本庁舎をはじめ、本市が所管する多くの公共施設等にはAEDが設置されており、また勤務時間外においてAEDの使用を必要とする場面に遭遇する可能性もある。市職員は、住民の安全安心を守る立場として、AEDの適切な操作方法など、正しい知識や技術を習得し、それを維持することは肝要である。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症として位置づけられるようになるなど、取り巻く環境は変化しつつあるので、今後の状況に鑑み、市職員を対象とした普通救命講習会の再開を検討されたい。（消防局）

（改善措置状況）

令和5年度新規採用職員の後期研修で普通救命講習を実施しており、職員に対する再講習についても職員課と協議して進める。（消防局）

(3) AED設置情報の活用等について

平成27年8月25日付けのAEDの設置登録情報の有効活用等に係る国からの通知（厚労省通知3、消防庁通知1）において、AEDが必要な場合に有効に使用され、地域の救命率が向上するよう、財団全国AEDマップの有効活用と適切な情報更新等が求められている。

例えば、厚労省通知3を踏まえた消防庁通知1では、財団全国AEDマップのうち該当する地域の部分に関して既存のホームページ上にリンクを設定するなど、AEDの設置場所の住民への情報提供について検討するよう記載されている。また、厚労省通知3では、AED設置者に対して、財団へのAED設置情報の新規登録や、登録済みの場合は適切な情報更新を促すなど、財団の設置登録情報の充実に協力するよう提言されている。

しかしながら、本市のホームページ上においては財団ホームページのURLが掲載されているのみで、該当する地域の部分のAED設置場所を確認するためには相当の時間を要する状態となっていた。また、AEDの設置場所が登録されていたとしても、その情報の精度がDとなっているものや、すでに存在しない施設の情報が削除されていないものも見受けられた。

今回の行政監査においても、書面調査で回答のあったAEDのうち、その

約4割が財団全国AEDマップに設置情報が登録がなされておらず、その理由として「認識不足」という回答が半数近くを占めており、AEDの設置登録情報の有効活用等に関する周知が十分になされているとは言い難い状況であった。

今後は関係部署で連携し、本市におけるAEDの設置場所に関する情報が、本市所管の施設設置分を含めて、財団全国AEDマップに適切に反映されるよう、その方策を検討されたい。

また、他市の事例等を参考にされるなどして、本市におけるAEDの設置場所に関する情報の活用についても検討されたい。(保健医療政策課、消防局)

(改善措置状況)

市ホームページを更新し、AEDの検索方法についての説明を加えた。

今後も更新説明会時に財団全国AEDマップへの登録について周知徹底するとともに、消耗品の交換等があった場合は都度内容を更新するよう徹底する。(地域医療課)

緊急度の高い119番受報時(意識不明等)、発生場所の近くにAEDがあれば、通報者へAEDを使用するように口頭指導を行っている。(消防局)

(4) 耐用期間の確認について

実地調査においてAEDの管理状況を確認したところ、所管課等調達AEDについて、日常点検及び消耗品の更新は適正になされていたが、製造販売業者が推奨するAED本体の耐用期間を超過していたものが1台あった。また、保健部調達以外のAEDについて、書面により補足調査を実施したところ、AED本体の耐用期間を超過していたものが2台あった。

AEDについては、製造販売業者が推奨する耐用期間を超過して設置していたとしても直ちに使用不能となるものではない。しかし、緊急時にその性能を発揮できない状況が生じた際には救命につながらない可能性があるため、日常点検においては、消耗品だけに限らずAED本体の耐用期間にも留意するよう、所管課及び施設管理者は検討されたい。(産業立地・就業支援課、菊川総合支所地域政策課、豊北総合支所地域政策課)

(改善措置状況)

対象施設である下関市勤労福祉会館本館の1階玄関ロビーに設置していたAEDについて改めて確認したところ、当該AEDは耐用期間を超過していた。耐用期間の超過が直ちに使用不能となるものではないが、当施設に隣接する体育館にもAEDを設置していることから、当該AEDについ

ては撤去している。

なお、平成25年9月27日に厚生労働省医政局長が県知事宛てに通知した「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドライン」によると、「目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くても5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれる。」との内容が示されているほか、配置に当たって考慮すべきこととして、「現場から片道1分以内の密度での設置」、「心停止のリスクがある場所（運動場や体育館等）の近くへの配置」、「AED設置場所の周知」とも示されている。本施設では、施設の入り口及び当該AEDが設置してあった場所付近に、体育館へのAEDの設置を掲示しており、本館と体育館の移動は1分以内で可能な位置関係にあることから、これらのガイドラインの内容に沿った対応であると考えている。（産業立地・就業支援課）

耐用期間が超過していたAED（菊川総合支所に設置）については、令和4年度中に日本赤十字社山口県支部により交換する予定であったが、当課所管施設であったグリーンセンター上田部（令和4年12月民間譲渡済）に設置していたAEDが不要となり、耐用期間内であるため耐用期間を超過していたAEDと置き換えて設置している。

AEDの消耗品等の交換時期については、AED本体に備え付けられた交換時期の表示を確認しているが、現在は、別に管理簿を作成し、合わせて確認を行っている。（菊川総合支所地域政策課）

耐用期間が超過していたAED（豊北総合支所に設置）については、調達先に依頼して、現在は耐用期間を経過していないAEDの設置（交換）を行った。

今後は、耐用期間を経過する前に交換することはもちろん、交換時期については、既に設置している「AED管理簿」に本体の耐用期間も追加して、容易に確認できるように改善した。（豊北総合支所地域政策課）

以上